

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見と総務省の考え方

◎提出件数:2件

| 提出者 | 項目 | 意見 | 考え方 | 命令等への反映の有無 |
|------------------|--|--|---|-------------|
| 株式会社JVC ケンウッド | 全般 | 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部が改正されることにより260MHz帯移動系防災行政無線及び60MHz帯同報系防災行政無線に4値FSK方式等が導入されデジタル化の普及促進が多いに期待できますので訓令案に賛同いたします。 | 本改正案への賛同意見として承ります。 | なし（賛成意見のため） |
| 個人 | 全般 | 「電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案」について、260MHz帯移動系防災行政無線及び60MHz帯同報系防災行政無線等のデジタル化の普及促進の上から有益であり、本訓令案に賛同致します。 なお、以下については誤植と推察されますので、ご確認を頂けますようお願い致します。 | 同上 | なし（賛成意見のため） |
| | ①別紙1 14頁 別表 (1)―2―2 市町村デジタル移動通信系（四値周波数偏位変調を使用するものに限る。）の周数等の使用計画について | (1) 周波数割当て（中略） A 所要D/U(21dB)を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図るものとする。」については、 6頁 (D) 空中線電力の計算 に示す「C/N: 所要信号対雑音比(dB) 4FSK 22dB」に準じ、所要D/U(22dB) の誤植と推察されます。 | 本件は誤植であると確認いたしましたので、御意見のとおり正しい数値に修正いたします。 | あり |
| | ②別紙1 23頁 4 その他 (14)狭帯域デジタル方式を使用する固定局 | エ 伝送の質 (7) A 一区間当たりの所要C/N（基準C/Nと機器マージン6dB(固定劣化を含む。)の和)のうち、以下の値は括弧書きの記載内容に従うものと思われれます。 (審査基準案) 4FSK(15k) 19.8(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=10.8) QPSK(7.5k) 20.4(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=11.4) QPSK(15k) 20.4(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=11.4) 16QAM(15k) 24.9(16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合 BER=2×10 ⁻³ 相当、基準C/N=15.9dB) 27.2(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=18.2) (修正案) 4FSK(15k) 16.8(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=10.8) QPSK(7.5k) 17.4(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=11.4) QPSK(15k) 17.4(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=11.4) | 同上 | あり |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|---|----|----|
| | | 16QAM(15k) 21.9 (16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合 BER=2×10 ⁻³ 相当、基準C/N=15.9dB) 24.2 (BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準C/N=18.2) | | |
| ③別紙1 25頁 4 その他 (14)狭帯域デジタル方式を使用する固定局 | エ 伝送の質 (イ) 混信保護 Cの表の16QAMの値についても、他の変調方式同様②の所要C/Nと同じにすべきと思われます。 | | 同上 | あり |